

議案第180号

川崎市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市暴力団排除条例の一部を改正する条例

川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。